

## 各種用語の説明

### 1 財政力指数（基準財政収入額／基準財政需要額）

地方公共団体の財政基盤の強弱を表す指数で、指数が高いほど財源に余裕がある（財政力が強い）ことを示す。指数が「1」を超える市町村には普通交付税が交付されない。通常、過去3年間の平均値。

※ 基準財政収入額（標準的な地方税収入×0.75＋地方譲与税等）

地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態で徴収が見込まれる税収を一定の方法によって算定した額。実際の収入額の概ね75%の額が算入される。

※ 基準財政需要額（単位費用×測定単位×補正係数）

地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。標準的な行財政運営を行うために必要とされる額。

### 2 経常収支比率（経常経費充当一般財源／（経常一般財源＋減税補填債＋臨時財政対策債）×100）

人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に、地方税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源が充当される割合。一般的に、70～80%の範囲に分布するのが望ましいと考えられており、比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

※ 経常経費充当一般財源

人件費、扶助費、公債費などに毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源。

※ 経常一般財源

地方税、普通交付税を中心とした毎年度経常的に収入される一般財源。

※ 一般財源

使途が限定されない財源（歳入）。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税の合計額。

### 3 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、18%を上回る地方公共団体は地方債の許可を要することとなり、更に、実質公債費比率が25%以上になると、単独事業のために債権を発行することができなくなる。

※ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で、通常収入される経常的一般財源を示すもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等に、普通交付税を加えた額。

### 4 人件費比率

人件費（一般職・特別職の給料、議員報酬等）が歳出総額及び市税収入に占める割合。「義務的経費比率」同様に財政の硬直化を計る指標のひとつ。

※ 義務的経費比率

人件費、扶助費、公債費の合計額が歳出総額に占める割合。極めて硬直性の高い経費であり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいると言え、財政

の健全化を図る場合の障害要因となる。

## 5 ラスパイレス指数

地方公務員の給与水準を示す指数で、国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とした場合の、地方公務員一般行政職職員の給与の比率。

## 6 中核市

全国には、人口 1,000 人以下の村から 100 万人を超える大都市まで約 1,700 の市町村があります。しかし、これらの市町村は、政令指定都市を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限が認められていました。

そこで人口 20 万人以上の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度が中核市制度です。

## 7 人事院勧告

人事院勧告は労働基本権が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できない国家公務員のため、第三者機関の人事院が国会と内閣に必要な勧告を行い見直しを求める制度となります。

公務員と民間企業の従業員の給与水準を均衡させることを目的に、毎年実施されますが、今年は勧告にあたり、従業員 50 人以上の規模の民間事業所約 1 万 2 400 カ所の給与や諸手当の支給状況を調査し、その結果から給与の官民差を算出しています。

勧告は 50 人以上の規模の民間企業の給料を調査し行われるため、公務員の給料が上がることは、民間の給料が上がっている証となります。

今年の人事院勧告は 8 月 8 日に実施され、勧告どおりに実施した場合、4 年連続での増額となり 1965 年以来 52 年ぶりのこととなります。

## 8 地域手当

地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成 18 年度の給与構造改革の中で創設されたもので、これまでの調整手当に代えて、国内の物価等も踏まえ、主に大都市と地方の物価の格差の影響を手当の支給によって埋めようとするものです。

地域手当の支給基準は、賃金構造基本統計調査による 10 年平均指数(平成 15 年～平成 24 年)が 93.0 以上の地域（人口 5 万人以上の市）を指定し、その区分ごとに支給割合が示されています。

| 級地区分 | 支給割合 | 10年平均賃金指数           |
|------|------|---------------------|
| 2 級地 | 16%  | 109.5 以上            |
| 3 級地 | 15%  | 106.5 以上 ～ 109.5 未満 |
| 4 級地 | 12%  | 104.0 以上 ～ 106.5 未満 |
| 5 級地 | 10%  | 101.0 以上 ～ 104.0 未満 |
| 6 級地 | 6%   | 97.5 以上 ～ 101.0 未満  |
| 7 級地 | 3%   | 93.0 以上 ～ 97.5 未満   |

柏市の指数は 98.7 なので 6 級地に該当、6%の支給割合としています。